

ブックスタートの回数が増えます

保健センターでの4～5か月児健診終了後に、絵本2冊とアドバイス集を一人ひとりに手渡ししていく「ブックスタート」。福智町に生まれたすべての赤ちゃんと保護者を対象に、昨年8月からスタートしました。絵本を読む会「ぶらんこ」のみなさんにボランティアでご協力いただきながら、3月末までに196組の親子に絵本をお渡しすることができました。今回、健診日の増加によりブックスタートの回数が増えることとなりました。今後も絵本を通して、赤ちゃんと同じく語りかける時間の大切さを伝えながら、絵本を手渡ししていきたいと思えます。

ブックスタート今後の日程

5月16日 6月20日 7月18日 8月22日 9月19日 10月17日

11月21日 12月19日 平成20年1月16日 2月20日 3月19日

時間 13時～15時

場所 コスモス保健センター（4～5か月児健診会場）

※4～5か月児健診でお渡しできなかった人には7～8か月児健診の時にお渡ししています。

L e t ' s r e a d !

本

公民館おすすめの本。
今回は、「おいしい」？4冊をご紹介します。

次本の紹介です。
絵本も、
ぜひ読んで
みてください。
大人も、
ぜひ読んで
みてください。



New 「絵本から生まれたおいしいレシピ」中央 宝島社 / 出版

「たぐよみ」や「おはな」など、子どもに人気の絵本や物語を、物語に出てくる「おいしい」を「たぐよみ」として、おはなや「たぐよみ」を「たぐよみ」にしてみました。おはなや「たぐよみ」を「たぐよみ」にしてみました。おはなや「たぐよみ」を「たぐよみ」にしてみました。

あまい香りは幸せの記憶とともに…



子どもたちに大人気の「ぐりとぐら」シリーズの第1弾。「このよで いちばん すきなのは おりょうりすること たべること」というぐりとぐらが見つけた大きなたまご。早速つくり始めたのはおなべいっぱいのカステラ。おいしそうなおいが森じゅうに広まって、たくさんの動物たちがあつまってきます。おなべのふたをとった瞬間のふんわり黄色のカステラからは、ほら、おいしそうなおいがしてきそうでしょう。

「ぐりとぐら」中央 金田 方城
なかかわりえこ / 作 おおむらゆりこ / 絵
福音館書店 / 出版



あそぶことと食べることと考えることが大好きなくまの子ウーフ。森の仲間と遊ぶ中で「どうして？」と素朴な疑問を見つけては、ユニークな発想で答えをさがしていきまします。子どものころってみんなこんな感じだったのかな…。そんなウーフの朝ごはんは、お母さんがつくってくれるパンとはちみつと目玉焼きです。ウーフはおさじでたまごの黄身をすくって食べます。きっと、とろろの半熟目玉焼きなのでしょう。

「くまの子ウーフ」中央 金田
神沢利子 / 作 井上洋介 / 絵
ポプラ社 / 出版



すてきな洋服におしゃれな靴、緑の傘を持ってジャングルをお散歩中の「ひびくんの前に4匹のトラが次々に現れ、身につけているものを奪われてしまいました。ところが4匹のトラがケンカをはじめ、やしの木の周りをぐるぐる回ると、トラは溜めてバターになってしまいました。そう、このお話は作者が1899年に書いた「ちびくろサンボ」の登場人物に伝統的なインドの名前をつけるという新しいイラストで描いた作品です。

「トラのバターのパンケーキ」中央
ヘレン・バンナーマン / 作
せなあいこ / 訳 評論社 / 出版

0～2歳の 第1子と第2子の 児童手当が増額します

4月1日から

児童手当制度とは、生活の安定と健全な育成のため、12歳までのお子さんを養育している人に手当が支給される制度です。今回、少子化対策として、子育て世帯の経済的負担を減らすため、0～2歳の第1子と第2子に対する児童手当の額が増額します。

0歳～2歳のお子さん
に対する児童手当の額

☎ 役場福祉課福祉係 ☎ 22-7763
☎ 赤池支所保険福祉係 ☎ 28-2004
☎ 方城支所保険福祉係 ☎ 22-0520

これまで	これから
第1子、第2子 月額 5,000円	出生順位を問わず 月額 10,000円
第3子以降 月額 10,000円	※第1子と第2子は、 3歳になった翌月から 月額5,000円になります。

※平成19年4月1日から改正しました。今回の改正では、みなさんが特別な手続きを行う必要はありません。(増額後最初の支給月は平成19年6月)

※3歳以上のお子さんに対する児童手当の額は、変更ありません。第1子、第2子は月額5,000円、第3子以降は月額10,000円です。

児童手当とは 知っておきたい 児童手当制度のしくみ

対象者

12歳(小学校修了)までのお子さんを養育している人に支給されます。

支払時期

原則として2月、6月、10月に、それぞれの前月分までが支給されます。

申請した翌月分から支給されることになります。

例) 5月に申請した場合→10月に、6～9月分を支給

所得制限限度額

前年の所得(1～5月分については前々年の所得)が、表の額を超える場合には、児童手当は支給されません。また、所得には一定の控除があります。

※所得や扶養親族等の変動により、今まで支給を受けていなかった人が支給を受けられるようになる場合があります。5月末日までに新規申請の手続きをしないと、6月分からの支給は受けられません。



所得制限限度額表(※年によって変更することがあります)

扶養親族等の数	自営業者の場合 (国民年金に加入)	サラリーマンの場合 (厚生年金などに加入)
0人	460万円	532万円
1人	498万円	570万円
2人	536万円	608万円
3人	574万円	646万円
4人	612万円	684万円
5人	650万円	722万円

※扶養親族等が6人以上の場合や、老人控除対象配偶者または老人扶養親族がいる場合は、お問い合わせください。